

平成28年
社会福祉法人 あさみどりの会

定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害児通所支援事業の経営

(ロ) 障害児相談支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(ニ) 一般相談支援事業の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人あさみどりの会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を愛知県名古屋市中千種区新池町1丁目18番地の2に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 7名

(2) 監 事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第 7 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第 8 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによつては、支給しない。

- 2 役員には費用弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によつて行ふ。ただし、日常の軽易な業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務代理)

第 10 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第 11 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会並びに名古屋市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第 12 条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第 13 条 評議員会は、16名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 14 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更

- (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の同意を得なければならない。

(同 前)

第 15 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 名古屋市千種区新池町1丁目18番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺3階建 児童発達支援センターさわらび園 事務所 1棟 (延787.32㎡)
 - (2) 愛知県みよし市三好町西荒田28番地、29番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 障害福祉サービス事業所わらび福祉園 事務所 1棟 (335.57㎡)
 - (3) 同所所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 作業場 1棟 (222.91㎡)
 - (4) 同所所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 実習室 1棟 (延299.9㎡)
 - (5) 同所所在の木造スレート葺2階建 実習室 1棟 (延150.70㎡)
 - (6) 岐阜県郡上市大和町小間見字牧ヶ野546番地、546番地7、547番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 研修所 1棟 (272.43㎡)
 - (7) 名古屋市中村区鴨付町2丁目46番地所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺陸屋根4階建 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所べにしだの家建物 1棟 (延1693.63㎡)
 - (8) 愛知県みよし市三好町西荒田13番地の宅地 1筆 (213.81㎡)
 - (9) 同所所在の木造スレート葺2階建住宅 1棟 (延109.19㎡)
 - (10) 名古屋市中村区小鴨町85番2所在の宅地 1筆 (156.12㎡)

- (11) 名古屋市中村区小鴨町 8 6 番 1 所在の宅地 1 筆 (169.91m²)
- (12) 名古屋市中村区小鴨町 8 5 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建住宅 1 棟 (216.97 m²)
- (13) 愛知県愛西市西条町相之江 1 1 9 番 1 所在の宅地 1 筆 (745.95m²)
- (14) 愛知県愛西市西条町相之江 1 1 9 番 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建障害福祉サービス事業所れいんぼうワークス建物 1 棟 (延べ499.73m²)

- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 2 6 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 19 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、名古屋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、名古屋市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。（以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 21 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 24 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第24条の2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 25 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 5 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 26 条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) ボランティア育成と派遣事業
- (2) 地域啓発事業
- (3) 日中一時支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

第 27 条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第 28 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 29 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 30 条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、名古屋市長の認可をうけなければならない。

第 7 章 定款の変更

(定款の変更)

第 31 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、名古屋市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を名古屋市長に届け出なければならない。

第 8 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 32 条 この法人の公告は、社会福祉法人あさみどりの会の掲示板に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 33 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	堀 要
理 事	鈴木 末造
理 事	村上 英治
理 事	中北 智久
理 事	松原 正之
理 事	牧野 正男
理 事	伊藤 方文
監 事	原 浩
監 事	黒宮 光一

定款変更の経過

認可年月日	変 更 の 内 容
昭和47年12月1日	定款施行。
昭和57年4月1日	第一種社会福祉事業の追加(知的障害者通所授産施設わらび福祉園の開設)。
平成元年12月7日	基本財産の変更(あさみどり研修所の面積を追加)。
平成3年12月4日	第二種社会福祉事業の追加(知的障害者地域生活援助事業)。
平成6年10月3日	評議員会の設置及び公益を目的とする事業に関する規定を追加。
平成7年12月1日	第一種社会福祉事業の追加(知的障害者援護施設べにしだの家の開設)。
平成9年5月7日	第二種社会福祉事業の追加(知的障害者地域生活援助事業)及び理事・評議員の書面出席に関する規定の追加。
平成10年5月20日	監事監査の報告・会計情報の公開等に関する規定の追加。
平成11年5月7日	精神薄弱者から知的障害者への用語変更による変更。

平成12年 5月26日	事務所の所在地の地番の変更及び監事監査報告の規定に評議員会を追加。
平成13年 2月13日	「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に法改正されたことによる引用条文の変更。
平成13年 6月25日	「社会福祉法人定款準則」改正に基づく変更及び新たに取得した 固定資産の追加。
平成14年 2月15日	わらび福祉園・べにしだの家の心身障害児(者)短期入所事業を第 二種社会福祉事業に追加。知的障害者授産施設(通所)「レインボーワークス」を第一種社会福祉事業に追加。基本財産の追加。「小規模作業所あらくさ」を公益事業に追加。公益事業のうち「地域啓蒙事業」を「地域啓発事業」に変更。
平成14年 9月10日	知的障害者授産施設(通所)「レインボーワークス」を「れいんぼうワークス」に名称変更。「れいんぼうワークス」の基本財産 土地の地目変更、建物の追加。知的障害者グループホーム「こがもホーム」を公益事業に追加。
平成14年11月 7日	支援費制度に移行するため第二種事業の短期入所事業の条文を修正。「ながおさホーム」、「こがもホーム」を公益事業から削除し第二種事業に追加する。
平成15年 1月 6日	評議員の定員を1名増員すること及び準則改正による公告の方法を変更する。
平成15年10月31日	第二種社会福祉事業に「かもつけホーム」、「グループホームあらくさの家」を追加する。
平成17年 3月 8日	第二種社会福祉事業に知的障害者地域生活援助事業「笑の家」「虹の家」「あらくさ神田ホーム」「小鴨ハウス」、児童・身体障害者・知的障害者居宅介護事業「ヘルパーステーション笑の家」を追加する。
平成17年 7月 8日	児童・身体 障害者・知的障害者居宅介護事業「ヘルパーステーションべにしだ」を追加する。
平成18年 7月24日	第二種社会福祉事業「かもつけホーム」を「城屋敷ホーム」に名称変更する。
平成18年 8月21日	障害者自立支援法施行に伴う施設・事業の表記変更。
平成19年 1月24日	事業の廃止・開始に伴う変更、定款準則の一部改正による変更。
平成22年 1月26日	定款準則の一部改正による事業の表記変更。一部基本財産の面積数値の変更。基本財産所在地の住所表示の変更による表示の変更。
平成24年12月17日	児童福祉法改正に伴う事業の表記変更。定款細則の一部改正による事業の表記変更。
平成26年 7月29日	[さわらび園]園舎等建替えによる財産の処分と追加。「れいんぼうワークス」増築による財財産の追加等

定 款 細 則

(目 的)

第 1 条 この定款細則は、社会福祉法人あさみどりの会定款(以下「定款」という。)第33条の規程に基づき法人の運営に関して必要な事項を定めるものである。

(理事長の専決事項)

第 2 条 定款第5条の規程により、次に掲げる法人の日常の軽易な業務の決定は、理事長が専決し、

これを理事会に報告する。

- (1) 施設長の任免を除く、職員の任免に関すること。
- (2) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
また、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (5) 建設工事費や物品購入等の契約であって予算の範囲内のもの。当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (6) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。当該売却等について理事長個人が特別な利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (7) 監督官庁に対する重要な許可、認可及び承認の申請並びに報告に関すること。
- (8) 施設長の休暇、欠勤その他服務に関すること。
- (9) 役員並びに施設長の県外出張に関すること。
- (10) 職員の海外出張に関すること。
- (11) 予算上の予備費の支出
- (12) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- (13) 入所者の預かり金の日常の管理に関すること。
- (14) 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

第 3 条 定款第10条第1項の規定による理事長に事故ある時は、別に規定がある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代理する。なお、職務代行者の指名については、任期毎に理事会の議決を経ることとする。

順位	職務代理者
第1位順位	理事名簿の上位にある専務理事
第2位順位	理事名簿の下位にある専務理事

第 4 条 定款第12条1項の規定により、法人の事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この定款細則は、平成14年4月1日から施行する。

この定款細則は、平成24年4月1日から施行する。

この定款細則は、平成24年11月14日から施行する。

この定款細則は、平成28年4月1日から施行する。